

## 保存版

## 秋葉中学校の生徒・保護者の保険一覧

秋葉中学校では、生徒や保護者を対象にした

- ① 「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」(学校)
- ② 「横浜市安全教育振興会 見舞金等給付」(PTA)
- ③ 「横浜市安全教育振興会 賠償責任補償制度」(PTA)
- ④ 「統合賠償責任保険(ビジサポ)」(PTA)

の4つの保険に加入しております。すべて団体加入ですので、個別の申し込みは必要ありません。しかし、保険が必要な時にどこへ連絡すればよいかは、ケースによって異なります。それぞれの保険の適用範囲をご確認の上、何かございましたら各保険の担当までご連絡ください。(各保険の詳細は、約款等をご覧ください。)

分類	対応する保険
<b>生徒に対する補償</b>	
◎ケガ(傷害)に対する補償	
* 学校管理下(登下校時と学校授業時)	⇒ ①日本スポーツ振興センター
* 学校管理下外(上記の時間以外)	⇒ ②横浜市安全教育振興会 見舞金等給付
◎加害(賠償責任)に対する補償	
* 学校管理下(登下校時と学校授業時)	⇒ ④統合賠償責任保険(ビジサポ)
* 学校管理下外(上記の時間以外)	⇒ ③横浜市安全教育振興会 賠償責任補償制度
<b>保護者に対する補償</b>	
◎ケガ(傷害)に対する補償	
* 学校行事、PTA行事・活動への 参加中および往復中	⇒ ②横浜市安全教育振興会 見舞金等給付
◎加害(賠償責任)に対する補償	
* PTA行事・活動中	⇒ ③横浜市安全教育振興会 賠償責任補償制度

## ① 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

※ 案内は、入学時に配布されています。3年間大切に保存してください。

【日本スポーツ振興センター 学校安全 Web 災害共済給付

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/Default.aspx>】



### 【日本スポーツ振興センターとは】

学校では、児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう十分な注意をしていますが、それでも学校内で思わぬケガをすることがあります。このような場合に、医療費や各種の見舞金を給付するため、法律で設立された災害救済給付制度が、独立行政法人日本スポーツ振興センターです。

【対象者】 生徒

【どんな時に?】

授業中や課外指導中はもちろん、休憩時間中、通学（登下校）中での事故によるケガなども災害共済給付の対象となります。ただし、交通事故のように、他から損害賠償等を受ける場合は、その限度において給付が行われません。

【給付内容】

ケガなどで病院の診察を受けた場合は、総医療費（健康保険法に基づく保険診療分）の4/10相当分が給付されます。なおこの場合、療養に要する医療費の合計が5,000円に満たないものは除外します。通常、健康保険を使うと家族は3割負担（3/10）なので、目安として“窓口で”1,500円以上支払った場合が給付の対象（医療費のみで、包帯代や薬容器代は対象外）になります。また、高額療養費として健康保険組合などから還付される分や入院差額ベッド代や差し歯などの健康保険の給付対象とならないものも除外されます。また、ケガなどにより後遺症が残った場合や死亡した場合も、その状況に応じて見舞金が支給されます。

【担当】 養護教諭

【事故がおこったら】

緊急に受診を要するケガや経過観察をお願いするケガについては、学校から保護者にご連絡致します。下校後に学校管理下のケガで受診した場合は、養護教諭までご一報下さい。



## ② 横浜市安全教育振興会(安振会) 負傷見舞金等給付制度

※ 案内は、③の案内と併せて年度初めに毎年配布されます。1年間大切に保存ください。

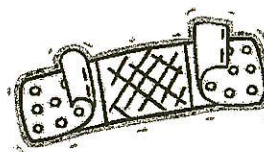
【横浜市安全教育振興会 HP <http://www.anshinkai.or.jp>】

### 【安振会の負傷見舞金等給付制度とは】

横浜市内の児童・生徒の学校管理下外の事故および保護者のPTA活動中の事故について、賛助会員の相互扶助の精神をもとに給付している負傷見舞金の制度です。

【対象者】 生徒、保護者（PTA会員）

【どんな時に？】



生徒……学校管理下外の負傷が対象で、自宅や屋外、旅行先、スポーツクラブなどの場所は問いません。対象となるのは、◎学校の教育活動が行われている日の、学校から下校し家に着いてから翌日学校に登校するために家を出るまでの時間と、◎土曜、日曜などの休日や夏休みなどの教育活動が行なわれていない日です。

保護者…学校・PTAが主催・共済する活動中およびその往復途中の負傷も対象になります。

### 【給付内容】

生徒……1日以上入院した場合または3日以上通院（歯の事故は2日以上）した場合。

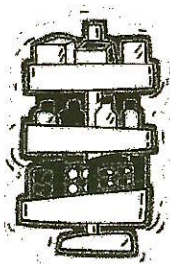
入院給付は1200円/日。通院給付は1000円/日。どちらも180日以内。

保護者…1日以上入院した場合または1日以上通院した場合。

入院給付は1800円/日。通院給付は1400円/日。どちらも180日以内。

☆ 交通事故については一律3000円の見舞金がありますが、保護者の運転している車内事故は該当せず、第三者による事故の場合のみとなります。この見舞金は、入・通院3日以上に限りです。

☆ 事故発生日から7日以内に医療機関で受診しないと、給付されません。



☆ 骨折の場合は、初めに外科あるいは整形外科でX線撮影をしないと給付されません。また、骨折によるギプス使用に対して、一律の見舞金があります。

☆ 医師法で定められた医師以外（柔道整復師等）の施術は規定の半額となり、またカイロプラクティック・整体等で施術の場合は給付対象となりません。

☆ 申請に必要な入・通院証明書は、2000円を上限に安振会で負担します。

☆ スポーツ傷害保険等を受給しても、安振会の給付は受けられます。

【担当】 副校長

【事故がおこったら】

担当の副校長 までご連絡下さい。副校長より「見舞金等請求申請書」（保護者が記入）と「入・通院証明書」（医療機関が記入）の用紙を受け取り、記入後 副校長 に提出して下さい。

※ 学校管理下外の事故は、保護者の方からお申し出がなければ申請することが出来ませんので、必ず保護者の方より 副校長 までお申し出下さい。

### ③ 横浜市安全教育振興会(安振会) 賠償責任補償制度

※ 案内は、②の案内と併せて年度の初めに毎年配布されます。1年間大切に保存して下さい。

#### 【安振会の賠償責任補償制度とは】

子どもたちの日常生活やPTA活動の遂行に起因する**加害事故を補償する**制度です。

【対象者】 生徒、PTA 会員 (団体)

#### 【どんな時に?】

生徒 ……学校管理下外において、誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊して賠償責任が発生した場合。(24時間)

(例) 蹴った石が車に当って、車を損傷させた。/教室の窓ガラスを割った。/休み時間に友だちのメガネを壊した。/自転車で走行中、人にぶつかってケガをさせた。/店の商品を壊してしまった。/道路で傘を振り回し、よけようとしたバイクが転倒してバイクを損傷させた。/ ただし、日本国内のみ。

※ 似たような事例であっても個々の状況により判断されるので、補償内容に違いの生じる場合があります。

PTA (団体) …PTA 活動の遂行中に他人にケガをさせたり他人の物を壊すなどして、**PTA に管理責任者としての賠償責任が発生した場合**。また、PTA が第三者から借用したものを使用・管理中に壊したり、盗まれたりした場合。

#### 【給付内容】

生徒 ……対人・対物合算して1事故300万円まで(自己負担なし)

PTA (団体) …対人: 1名・1事故1億円まで。(自己負担額1事故1000円)

対物: 1事故1億円まで。(自己負担なし)

保管物: 1事故10万円まで(自己負担額1事故5000円)

年間通算500万円まで。



☆ 学校管理下で学校が法律上の賠償責任を負う場合は、対象になりません。

☆ ケンカによる加害事故については、対象とならないケースがあります。

☆ スポーツは危険を伴うことを承知でプレーをしているため、所定のルールの下で行われている中のケガについては賠償責任が発生しないため、対象になりません。

☆ 自動車やバイクなどの交通事故は対象になりません。

☆ 生徒については、他人からの借用物・預かり品は対象になりません。

☆ 30日以内に必要書類の提出が必要なので、事故発生後はすぐに電話をしてください。

☆ 示談交渉サービスはありません。保険会社（損害保険ジャパン）からの助言に基づき、ご自身で示談交渉を進めて頂きます。賠償責任の有無や割合の決定にあたっては保険会社の事前同意が必要ですので、被害者との示談交渉については、保険会社のアドバイスに基づいて行って下さい。

【担当】 生徒の事故は保護者が、PTAの事故はPTA役員が手続きをします。

【子どもが加害事故をおこしたら】

示談の交渉（相手方との約束）をする前に必ず安振会事務局または保険会社までお電話下さい。賠償責任の有無や割合の決定にあたっては保険会社の事前同意が必要です。

【保護者（PTA会員）が加害事故をおこしたら】

この保険で補償される保護者の加害事故はPTA活動中に限られますので、その場のPTA役員に声をおかけ下さい。

※ 事故を起こした時に「こういう場合は、補償されるのだろうか」という疑問を抱かれた場合、とにかくまずは保険会社までご連絡下さい。

## 子どもが加害事故を起こした時は…

● 平日 9:00～17:00 横浜市安全教育振興会事務局 へ連絡

**045-662-7835**

休日・および夜間 (株)損保ジャパン・ハートフルライン へ連絡

**0120-727-110(24時間)**

「横浜市安全教育振興会の制度」と必ず話し、下記をお伝え下さい。

- ①学校名 ②事故発生の日時 ③事故発生場所
- ④加害者の氏名 ⑤被害者の氏名 ⑥事故の原因 ⑦被害の程度
- ⑧その他の必要事項

● **また、秋葉中学校(TEL 811-6773)にも必ずご連絡下さい。**

**問い合わせがある場合があります。**

## ④ 個人責任補償学校賠償総合プラン(日新火災海上保険株式会社)

取扱代理店 株式会社スクールキーパー

※ 11月頃 PTA 作成の案内を配布しております。

### 【個人行為補償学校賠償責任保険とは】

学校管理下中（教育活動、クラブ活動、校外教育活動等）に生徒が、他の生徒または第三者に損害を与えた場合に、保険金をお支払いする制度です。

【対象者】 生徒、教職員、部活等の外部協力者

### 【どんな時に？】

（例）野球の練習試合中、打ったボールがフェンスを越えて駐車中の車に当たり破損させた。／廊下を走っていて止まる際にぶつかってしまい負傷させた。／職業体験学習で施設に行った際、施設の備品を破損させた。／雨の日の登下校中、傘をさしてすれ違ったところ、傘の先端が相手の眼鏡のフレームに引っ掛かり、落として破損させた。／修学旅行の際に部屋の中で飛んだ際に、誤って天井を破損させた。

※ 加害者側からの通知によるお支払いとなりますので、加害者が特定できない場合は保険金をお支払いすることができません。

※ 示談交渉サービスはございません。賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合、事故の処理につき担当までご相談ください。また、あらかじめ日新火災からの承認を得ず被害者と示談金や賠償金の合意をされた場合は、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

### 【給付内容】

支払限度額 身体・財物共通 1000万円（1事故につき）

自己負担額 なし

☆ 次のような場合は、保険金支払いの対象となりません。

（例）故意・ケンカによる加害事故。／地震・洪水等によって生じる事故。／

学校の建物・備品を壊した場合。／他人からの借用物を壊した場合。／授業中・部活動中等の同一スポーツ参加者内における事故。

【担当】 副校長

### 【事故がおこったら】

速やかに①事故状況、被害者の住所、氏名②事故発生日時、事故場所③損害賠償の請求を受けた場合はその内容等を副校長までご連絡ください。



個人責任補償学校賠償総合プラン（日新火災海上保険株式会社）

取扱代理店 株式会社スクールキーパー

# 秋葉中学校 「こんなときはどの保険！？」簡単チェック表

